三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	小林　友絵
変更後	―

(2)　変更年月日
平成二十四年十一月三十日

○関東地方整備局告示第四百十九号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十四年十二月十日

関東地方整備局長　森北　佳昭

一　登録番号
関東地方整備局長　13
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
ユーディーアイ確認検査株式会社
三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	三代川恵一郎
変更後	―

(2)　変更年月日
平成二十四年十二月一日

○関東地方整備局告示第四百二十号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価の業務を行う区域の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十四年十二月十日

関東地方整備局長　森北　佳昭

一　登録番号
関東地方整備局長　25
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
日本建築検査協会株式会社
三(1)　評価の業務を行う区域の変更

変更前	―
変更後	茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、長野県

(2)　変更年月日
平成二十四年十二月一日

○関東地方整備局告示第四百二十一号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十四年十二月十日

関東地方整備局長　森北　佳昭

一　登録番号
関東地方整備局長　23
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
株式会社安心確認検査機構
三(1)　役員の氏名の変更

変更前	舞木　善郎
変更後	―

(2)　変更年月日
平成二十四年三月三十日

四(1)　役員の氏名の変更

変更前	―
変更後	田口　紘治

(2)　変更年月日
平成二十四年五月二十五日

○九州地方整備局告示第百六十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年十二月十日

九州地方整備局長　吉崎　収

その関係図面は、平成二十四年十二月十日から二週間一般の縦覧に供する。

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　五十七号及び四百四十二号
(三)　道路の区域

区間　変更前　敷地の幅員延長
後別　（メートル）（キロメートル）

竹田市大字三宅字不納戸一七五六番二から同市大字三宅字不納戸一七八八番一まで　前　一一・三〇～一六・〇〇　〇・〇六〇
後　一八・四〇～三二・六〇　〇・〇六〇

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局佐伯河川国道事務所

○九州地方整備局告示第百六十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十二月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月十日

九州地方整備局長　吉崎　収

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
五十七号及び四百四十二号　竹田市大字三宅字不納戸一七五六番二から同市大字三宅字不納戸一七八八番一まで　九州地方整備局及び同局佐伯河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年十二月十日

○北海道開発局告示第百十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十二月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月十日

北海道開発局長　関　博之